

## 千葉市パートナーシップ宣誓制度の概要

### 1 宣誓制度の目的

LGBT（性的少数者）のカップルや事実婚の方などが、対外的にその関係を証明する事ができずに、いろいろな場面で感じている生きづらさを軽減・解消することを目的に、市がそのパートナーシップ宣誓に対し、宣誓証明書等を発行します。

### 2 宣誓制度概要

#### (1) パートナーシップの定義

互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係。

ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。

イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

#### (2) 宣誓することができる者

ア 成年に達していること

イ 千葉市民であること、又は千葉市内への転入を予定していること（いずれか一方で可）

ウ 配偶者がいないこと

エ 宣誓者以外の者とパートナーシップの関係がないこと

オ 近親者でないこと（養子縁組を解消した場合は可能）

#### (3) 宣誓時に必要な書類

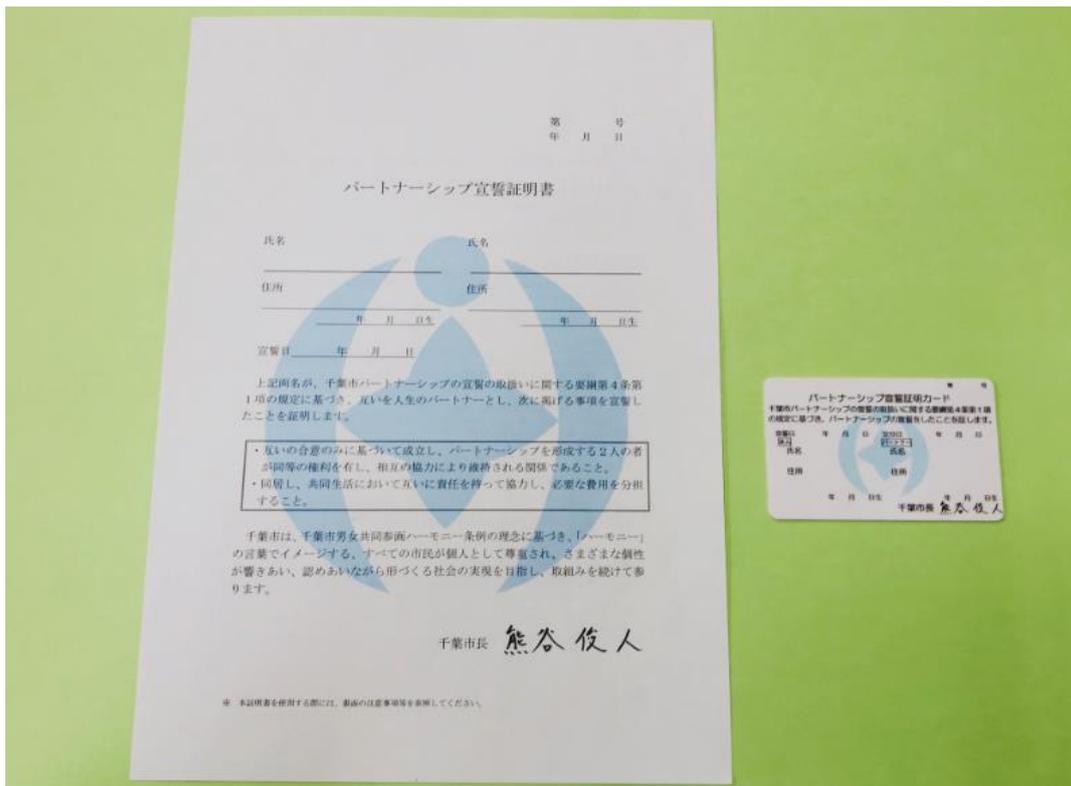
ア 現住所を確認できるもの（住民票の写し等）

イ 独身であることを証明する書類（戸籍謄本等） ほか

#### (4) 交付する書類

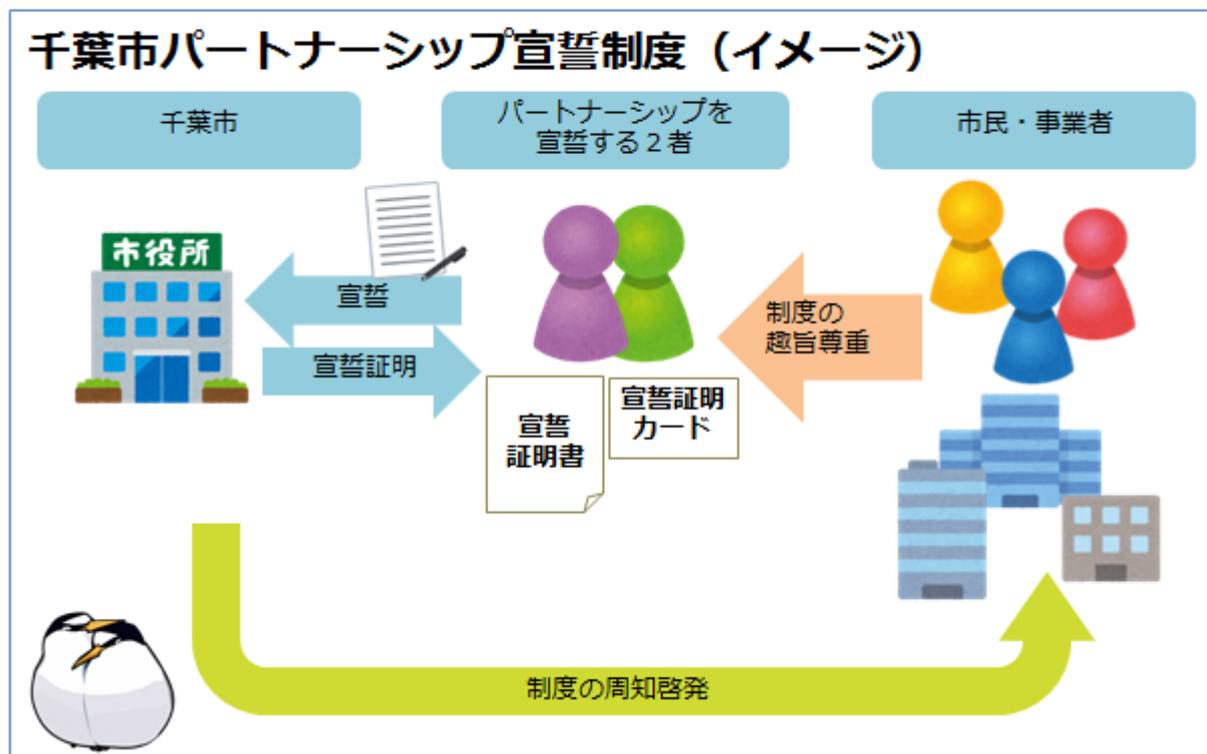
パートナーシップ宣誓証明書、パートナーシップ宣誓証明カード

### 3 宣誓証明書及び宣誓証明カードのイメージ



(裏面へ続きます)

#### 4 制度運用のイメージ



※市民や事業者の方に、配慮等を義務付ける制度ではありません。

#### 5 施行日

平成31年1月29日

#### 6 実績

37組（令和元年5月31日時点）